

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第3条の3 ((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等))関係 (国外において発行された公社債等の意義) 3の3—1 措置法第3条の3第1項に規定する「国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の<u>受益権</u>」とは、募集又は売出しが国外において行われる公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の<u>受益権</u>（以下3の3—13までにおいて「国外発行公社債等」という。）をいう。したがって、国外において発行されたかどうかの判定に当たっては、<u>国外発行公社債等に係る通貨の種類</u>は問わないことに留意する。 (内国法人又は源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子等) 3の3—3 措置法第3条の3第1項に規定する国外公社債等の利子等（以下3の3—14までにおいて「国外公社債等の利子等」という。）には、次に掲げる法人が国外で発行した公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の<u>受益権</u>の利子又は収益の分配（国外で支払われるものに限る。）も含まれることに留意する。 (1) 内国法人 (2) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定等により源泉徴収義務が免除されている法人 (信託財産に属する国外公社債等の利子等に係る源泉徴収) 3の3—8 信託財産（所得税法第13条第1項(<u>信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属</u>)ただし書の規定の適用があるものを除く。以下この項において「信託財産」という。）に属する国外公社債等の利子等については、<u>同項に規定する受益者（同条第2項の規定により受益者とみなされる者を含む。）</u>がその信託財産を有するものとみなして、措置法第3条の	措置法第3条の3 ((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等))関係 (国外において発行された公社債等の意義) 3の3—1 措置法第3条の3第1項に規定する「国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の<u>受益証券</u>」とは、募集又は売出しが国外において行われる公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の<u>受益証券</u>（以下3の3—13までにおいて「国外発行公社債等」という。）をいう。したがって、国外において発行されたかどうかの判定に当たっては、<u>券面上に表示されている通貨の種類</u>は問わないことに留意する。 (内国法人又は源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子等) 3の3—3 措置法第3条の3第1項に規定する国外公社債等の利子等（以下3の3—14までにおいて「国外公社債等の利子等」という。）には、次に掲げる法人が国外で発行した公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の<u>受益証券</u>の利子又は収益の分配（国外で支払われるものに限る。）も含まれることに留意する。 (1) 内国法人 (2) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定等により源泉徴収義務が免除されている法人 (信託財産に属する国外公社債等の利子等に係る源泉徴収) 3の3—8 信託財産（所得税法第13条第1項(<u>信託財産に係る収入及び支出の帰属</u>)ただし書の規定の適用があるものを除く。以下この項において「信託財産」という。）に属する国外公社債等の利子等については、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者がその信託財産を有するものとみなして、措置法第3条の3の規定を適用することに留意する。</u>

3の規定を適用することに留意する。

(注) 1 (省略)

2 信託財産は受託者である信託会社に帰属するが、当該信託財産に属する国外公社債等の利子等についても措置法第3条の3第6項の規定の適用があることに留意する。

この場合、措置法令第2条の2第5項の「支払の取扱者に保管の委託をし、又は当該支払の取扱者を通じて当該支払の取扱者が指定する他の者に保管の委託をする」の規定の適用に当たっては、同項に規定する公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権を当該受託者である信託会社又は当該信託会社が指定する他の者が保管をしていれば足りることに留意する。

(源泉徴収不適用申告書の保管)

3の3—11 措置法第3条の3第6項に規定する金融機関又は金融商品取引業者等（以下3の3—13において「指定金融機関等」という。）から提出された同項に規定する申告書は、同項に規定する支払の取扱者が保管するものとし、必要がある場合には税務署長に提出させるものとする。

措置法第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係

(用語の意義)

4の2—1 この措置法第4条の2関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(20) (省略)

(21) 利子等 措置法令第2条の5第2項((財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産形成住宅貯蓄の範囲))に規定する預貯金、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の受益権若しくは公社債投資信託以外の公募証券投資信託の受益権に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第4条の2第1項第4号に規定する差

(1) 受益者が特定している場合 その受益者

(2) 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

(注) 1 (省略)

2 信託財産は受託者である信託会社に帰属するが、当該信託財産に属する国外公社債等の利子等についても措置法第3条の3第6項の規定の適用があることに留意する。

この場合、措置法令第2条の2第5項の「支払の取扱者に保管の委託をし、又は当該支払の取扱者を通じて当該支払の取扱者が指定する他の者に保管の委託をする」の規定の適用に当たっては、同項に規定する公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券を当該受託者である信託会社又は当該信託会社が指定する他の者が保管をしていれば足りることに留意する。

(源泉徴収不適用申告書の保管)

3の3—11 措置法第3条の3第6項に規定する金融機関又は証券業者等（以下3の3—13において「指定金融機関等」という。）から提出された同項に規定する申告書は、同項に規定する支払の取扱者が保管するものとし、必要がある場合には税務署長に提出させるものとする。

措置法第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係

(用語の意義)

4の2—1 この措置法第4条の2関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(20) (省略)

(21) 利子等 措置法令第2条の5第2項((財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産形成住宅貯蓄の範囲))に規定する預貯金、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の受益証券若しくは公社債投資信託以外の公募証券投資信託の受益証券に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第4条の2第1項第4号に規定

改 正 後	改 正 前
益をいう。 (22)～(25) (省略) (事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしていた者が特定賃金支払者に該当しないこととなった場合) 4の2—18の2 特定賃金支払者であった賃金の支払者が<u>財形法第14条第2項</u>に規定する中小企業の事業主に該当しないこととなった場合において、当該賃金の支払者に係る勤務先が引き続き事務代行団体に同項に規定する財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしているときは、当該勤務先が事務代行先から財形住宅非課税申告書等の写しの返還を受けて保管するなど財形住宅貯蓄の利子等について非課税の適用を受けるために勤務先が行うべき事務のすべてを行っているときを除き、当該勤務先を経由して提出された財形住宅貯蓄申告書に係る財形住宅貯蓄の利子等については、次に掲げるいずれか早い日後に支払われるものにつき、措置法第4条の2第1項の規定の適用はないことに留意する。 (1) 事務代行先であった者を経由して預入等（継続預入等を除く。）がされた日 (2) 事務代行先であった者を経由して提出された財形住宅貯蓄限度額変更申告書が金融機関の営業所等に受理された日 措置法第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）関係 （用語の意義） 4の3—1 この措置法第4条の3関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(16) (省略) (17) 利子等 措置法令第2条の27(財産形成年金貯蓄の範囲))に規定する定期預金、定額郵便貯金、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の<u>受益権</u>若しくは公社債投資信託以外の公募証券投資信託の<u>受益権</u>に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第4条の3第1項第4号に規定する差益をいう。 (18)・(19) (省略)	する差益をいう。 (22)～(25) (省略) (事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしていた者が特定賃金支払者に該当しないこととなった場合) 4の2—18の2 特定賃金支払者であった賃金の支払者が<u>財形法第14条の2第2項</u>に規定する中小企業の事業主に該当しないこととなった場合において、当該賃金の支払者に係る勤務先が引き続き事務代行団体に同項に規定する財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしているときは、当該勤務先が事務代行先から財形住宅非課税申告書等の写しの返還を受けて保管するなど財形住宅貯蓄の利子等について非課税の適用を受けるために勤務先が行うべき事務のすべてを行っているときを除き、当該勤務先を経由して提出された財形住宅貯蓄申告書に係る財形住宅貯蓄の利子等については、次に掲げるいずれか早い日後に支払われるものにつき、措置法第4条の2第1項の規定の適用はないことに留意する。 (1) 事務代行先であった者を経由して預入等（継続預入等を除く。）がされた日 (2) 事務代行先であった者を経由して提出された財形住宅貯蓄限度額変更申告書が金融機関の営業所等に受理された日 措置法第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）関係 （用語の意義） 4の3—1 この措置法第4条の3関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(16) (省略) (17) 利子等 措置法令第2条の27(財産形成年金貯蓄の範囲))に規定する定期預金、定額郵便貯金、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の<u>受益証券</u>若しくは公社債投資信託以外の公募証券投資信託の<u>受益証券</u>に係る利子若しくは収益の分配又は措置法第4条の3第1項第4号に規定する差益をいう。 (18)・(19) (省略)

措置法第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係

(振替記載等の期間の通算)

8—4 措置法第8条第1項に規定する金融機関、同条第2項に規定する金融商品取引業者等又は同条第3項に規定する内国法人（以下この項において「指定金融機関等」という。）が自ら所有する公社債又は合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託につき支払を受ける利子又は収益の分配（以下8—5までにおいて「利子等」という。）で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者の振替記載等がされていた期間（振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式としていた期間をいい、同条第3項に規定する内国法人に係る期間にあっては、措置法令第3条の3第8項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。以下8—5までにおいて同じ。）がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の振替記載等がされていた期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第4条第5項((金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等))に規定する「記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間」に含まれるものとする。

- (1) 指定金融機関等
- (2) 所得税法別表第1に掲げる法人又は公益信託等の受託者
- (3) 国
- (4) 措置法第5条の2第1項の規定により、振替国債又は振替地方債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債又は地方債の振替記載等がされていた期間を通算する場合に限る。）
- (5)・(6) （省略）

措置法第8条の2((私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等))関係

(負債により取得した受益権に係る配当所得の負債利子の控除)

8の2—1 所得税法第24条第2項((配当所得))に規定する「負債の利子の額」には、

措置法第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係

(振替記載等の期間の通算)

8—4 措置法第8条第1項に規定する金融機関、同条第2項に規定する証券業者等又は同条第3項に規定する内国法人（以下この項において「指定金融機関等」という。）が自ら所有する公社債又は合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託につき支払を受ける利子又は収益の分配（以下8—5までにおいて「利子等」という。）で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者の振替記載等がされていた期間（振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式としていた期間をいい、同条第3項に規定する内国法人に係る期間にあっては、措置法令第3条の3第8項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。以下8—5までにおいて同じ。）がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の振替記載等がされていた期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第4条第5項((金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等))に規定する「記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間」に含まれるものとする。

- (1) 指定金融機関等
- (2) 所得税法別表第1に掲げる法人又は公益信託等の受託者
- (3) 国
- (4) 措置法第5条の2第1項の規定により、振替国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債の振替記載等がされていた期間を通算する場合に限る。）
- (5)・(6) （省略）

措置法第8条の2((私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等))関係

(負債により取得した受益証券に係る配当所得の負債利子の控除)

8の2—1 所得税法第24条第2項((配当所得))に規定する「負債の利子の額」には、

改 正 後	改 正 前
措置法第 8 条の 2 第 1 項の規定によりその<u>剰余金の配当</u>が源泉分離課税とされる 私募公社債等運用投資信託等の<u>受益権</u>を取得するために要した負債の利子の額は 含まれないことに留意する。 措置法第 8 条の 3 ((国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所 得の分離課税等))関係 (私募公社債等運用投資信託等に係る取扱いの準用) 8 の 3—3 措置法第 8 条の 3 第 1 項の規定によりその<u>剰余金の配当</u>が源泉分離課 税とされる国外私募公社債等運用投資信託等の<u>受益権</u>を取得するために要した負 債の利子については、8 の 2—1 の取扱いを準用する。 措置法第 29 条((給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特 例))関係 (用語の意義) 29—1 この措置法第 29 条関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に 定めるところによる。 (1)～(3) (省略) (4) 事業主団体 措置法第 29 条第 3 項に規定する「使用者が構成員となってい る勤労者財産形成促進法第 9 条第 1 項に規定する事業主団体」をいう。 (5)～(10) (省略) (廃止)	措置法第 8 条の 2 第 1 項の規定によりその<u>配当等</u>が源泉分離課税とされる私募公 社債等運用投資信託等の<u>受益証券</u>を取得するために要した負債の利子の額は含ま れないことに留意する。 措置法第 8 条の 3 ((国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所 得の分離課税等))関係 (私募公社債等運用投資信託等に係る取扱いの準用) 8 の 3—3 措置法第 8 条の 3 第 1 項の規定によりその<u>配当等</u>が源泉分離課税とさ れる国外私募公社債等運用投資信託等の<u>受益証券</u>を取得するために要した負債の 利子については、8 の 2—1 の取扱いを準用する。 措置法第 29 条((給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特 例))関係 (用語の意義) 29—1 この措置法第 29 条関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に 定めるところによる。 (1)～(3) (省略) (4) 事業主団体 措置法第 29 条第 3 項に規定する「使用者が構成員となつてい る勤労者財産形成促進法第 9 条第 1 項第 1 号に規定する事業主団体」をいう。 (5)～(10) (省略) <u>(事業主団体から分譲を受けた住宅等に係る対価について使用者から受ける補給金)</u> 29—25 給与所得者等が事業主団体から譲り受けた分譲住宅 (財形法令第 35 条第 1 項第 1 号((機構の行う貸付けに係る負担軽減措置))に規定する「分譲住宅」をいう。) につき、その使用者から支払を受ける財形法規則第 20 条第 2 号((分譲貸付けを受け ようとする事業主団体が負担軽減措置の全部又は一部を講じていない場合におけ

(廃止)

(廃止)

(事業主団体から受ける経済的利益等で課税の特例が適用されないものの所得区分等)

29—25 給与所得者等が、財形法に定める負担軽減措置等により、事業主団体から受ける措置法第29条第3項の経済的利益等で同項の規定の適用がないものに係る所得は、その経済的利益を享受し、又はその支払を受ける金額の支払を受けた年分の一時所得又は雑所得に該当することに留意する。

(措置法第29条第3項の経済的利益等)

29—26 29—2、29—4から29—13まで、29—15、29—16、29—18から29—22までの取扱いは、給与所得者等が財形法に定める負担軽減措置等により、その使用者又は事業主団体から受ける措置法第29条第3項の経済的利益等につき同項の規定を適用する場合について準用する。

措置法第29条の3 ((勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例))

る事業主が講ずべき負担軽減措置))に規定する「当該分譲住宅の建設費等の7パーセントに相当する額以上の金額」については、措置法第29条第3項の規定の適用がないことに留意する。

(住宅等を無償又は無償に近い金額により譲り受けた場合)

29—26 給与所得者等が財形法に定める負担軽減措置等により、住宅等を使用者又は事業主団体から譲り受けた場合であっても、無償又は実質的にみて対価と認識することのできないような無償に近い金額により譲り受けたときは、措置法第29条第3項の規定の適用がないことに留意する。

(住宅等を賦払の方法により低額で譲り受けた場合)

29—27 給与所得者等が、財形法に定める負担軽減措置等により、自己の居住の用に供する住宅等をその使用者又は事業主団体から賦払の方法により低い価額の対価で譲り受けた場合において、その譲受けに関する契約の効力が措置法第29条第3項に規定する同項の適用期限の末日までの間に生じているときは、たとえその住宅等の所有権等の移転の時期が同日後であっても、その低い価額の対価で譲り受けたことによる経済的利益については、同項の規定の適用があるものとする。

(事業主団体から受ける経済的利益等で課税の特例が適用されないものの所得区分等)

29—28 給与所得者等が、財形法に定める負担軽減措置等により、事業主団体から受ける措置法第29条第3項の経済的利益等で同項の規定の適用がないものに係る所得は、その経済的利益を享受し、又はその支払を受ける金額の支払を受けた年分の一時所得又は雑所得に該当することに留意する。

(措置法第29条第3項の経済的利益等)

29—29 29—2、29—4から29—13まで、29—15、29—16、29—18から29—22までの取扱いは、給与所得者等が財形法に定める負担軽減措置等により、その使用者又は事業主団体から受ける措置法第29条第3項の経済的利益等につき同項の規定を適用する場合について準用する。

措置法第29条の3 ((勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例))

改 正 後	改 正 前
関係 (用語の意義) 29の3—1 この措置法第29条の3 関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) (省略) (2) 財形給付金契約等 <u>措置法第29条の3</u>に規定する勤労者財産形成給付金契約又は第一種勤労者財産形成基金契約若しくは第二種勤労者財産形成基金契約をいう。 (3) 財形給付金 <u>措置法第29条の3</u>に規定する財産形成給付金をいう。 (4) 第一種財形基金給付金 <u>措置法第29条の3</u>に規定する第一種財産形成基金給付金をいう。 (5) 第二種財形基金給付金 <u>措置法第29条の3</u>に規定する第二種財産形成基金給付金をいう。 (6)～(8) (省略) (財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期) 29の3—2 勤労者が、財形給付金契約等に基づき一時金として支払を受ける財形給付金等に係る所得の所得区分及びその所得の総収入金額又は収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次の表のとおりであるから留意する。 財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期一覧表 措置法……租税特別措置法 措令……租税特別措置法施行令 措規……租税特別措置法施行規則	関係 (用語の意義) 29の3—1 この措置法第29条の3 関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) (省略) (2) 財形給付金契約等 <u>措置法第29条の3 第1項</u>に規定する勤労者財産形成給付金契約又は第一種勤労者財産形成基金契約若しくは第二種勤労者財産形成基金契約をいう。 (3) 財形給付金 <u>措置法第29条の3 第1項</u>に規定する財産形成給付金をいう。 (4) 第一種財形基金給付金 <u>措置法第29条の3 第1項</u>に規定する第一種財産形成基金給付金をいう。 (5) 第二種財形基金給付金 <u>措置法第29条の3 第1項</u>に規定する第二種財産形成基金給付金をいう。 (6)～(8) (省略) <u>(9) 財形貯蓄活用給付金 措置法第29条の3 第2項に規定する財産形成貯蓄活用給付金をいう。</u> <u>(10) 財形貯蓄活用助成金 財形法令第29条の3に規定する財産形成貯蓄活用助成金をいう。</u> (財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期) 29の3—2 勤労者が、財形給付金契約等に基づき一時金として支払を受ける財形給付金等に係る所得の所得区分及びその所得の総収入金額又は収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次の表のとおりであるから留意する。 財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期一覧表 措置法……租税特別措置法 措令……租税特別措置法施行令 措規……租税特別措置法施行規則

項目 種類	支 払 理 由 等	所 得 区 分 等			収入すべき 時 期
		証明の有無	所得区分	根拠法令	
1 財 形 給 付 金	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の2①六)		一時所得	措法29の3	財形法第6条の2第1項第6号に規定する7年を経過した日
	(2) ① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令20①一)		給与所得	措法29の3 措令19の4一	中途支払理由が生じた日
	② 勤労者の死亡(財形法令20①一の二)		非課税 ((注)1参照)		
	③ 当該契約に係る事業場の勤労者でなくなったこと(財形法令20①二)		一時所得	措法29の3 措令19の4一	中途支払理由が生じた日
	④ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となったこと(財形法令20①三)		同 上	同 上	同 上
	⑤ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該事業主を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令20①四)	事業主の証明あり ((注)2参照)	同 上	措法29の3 措令19の4一 措規11の4①	信託会社等が支払の請求を受理した日
		証明なし	給与所得	同 上	同 上
	⑥ 上記⑤以外の理由による当該事業主を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令20①五)		同 上	措法29の3 措令19の4一	同 上
	(3) 当該契約の解約(財形法令22一、二)		一時所得 ((注)3参照)	措法29の3	解約の日

項目 種類	支 払 理 由 等	所 得 区 分 等			収入すべき 時 期
		証明の有無	所得区分	根拠法令	
1 財 形 給 付 金	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の2①六)		一時所得	措法29の3①	財形法第6条の2第1項第6号に規定する7年を経過した日
	(2) ① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令20①一)		給与所得	措法29の3① 措令19の4一	中途支払理由が生じた日
	② 勤労者の死亡(財形法令20①一の二)		非課税 ((注)1参照)		
	③ 当該契約に係る事業場の勤労者でなくなったこと(財形法令20①二)		一時所得	措法29の3① 措令19の4一	中途支払理由が生じた日
	④ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となったこと(財形法令20①三)		同 上	同 上	同 上
	⑤ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該事業主を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令20①四)	事業主の証明あり ((注)2参照)	同 上	措法29の3① 措令19の4一 措規11の4①	信託会社等が支払の請求を受理した日
		証明なし	給与所得	同 上	同 上
	⑥ 上記⑤以外の理由による当該事業主を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令20①五)		同 上	措法29の3① 措令19の4一	同 上
	(3) 当該契約の解約(財形法令22一、二)		一時所得 ((注)3参照)	措法29の3①	解約の日

改 正 後						改 正 前						
2 第 一 種 財 形 基 金 給 付 金	(1) 7年を経過した日ごとに支払 われるもの(財形法6の3②六)			一時所得	措法29の3	財形法第6条 の3第2項第 6号に規定す る7年を経過 した日	(1) 7年を経過した日ごとに支払 われるもの(財形法6の3②六)			一時所得	措法29の3①	財形法第6条 の3第2項第 6号に規定す る7年を経過 した日
	(2) 中 途 支 払 理 由	① 財形貯蓄契約等を締結 している者でなくなった こと(財形法令27の5① 一)		給与所得	措法29の3 措令19の4二	中途支払理由 が生じた日	(2) 中 途 支 払 理 由	① 財形貯蓄契約等を締結 している者でなくなった こと(財形法令27の5① 一)		給与所得	措法29の3① 措令19の4二	中途支払理由 が生じた日
		② 当該基金に対し脱退の 申出をしたため、当該基金 の加入員でなくなったこと (財形法令27の5①一の 二)		同 上	同 上	同 上		② 当該基金に対し脱退の 申出をしたため、当該基金 の加入員でなくなったこと (財形法令27の5①一の 二)		同 上	同 上	同 上
		③ 勤労者が死亡したた め、当該基金の加入員でな くなったこと(財形法令27 の5①二)		非課税 (注)1参照)				③ 勤労者が死亡したた め、当該基金の加入員でな くなったこと(財形法令27 の5①二)		非課税 (注)1参照)		
		④ 設立事業場の勤労者で なくなったため、当該基金 の加入員でなくなったこと (財形法令27の5①三)		一時所得	措法29の3 措令19の4二	中途支払理由 が生じた日		④ 設立事業場の勤労者で なくなったため、当該基金 の加入員でなくなったこと (財形法令27の5①三)		一時所得	措法29の3① 措令19の4二	中途支払理由 が生じた日
		⑤ 当該基金の規約により 定められている資格を喪 失したため、当該基金の 加入員でなくなったこと (財形法令27の5①四)	事業主及び基金の 証明あり (注)4参照)	同 上	措法29の3 措令19の4一 措規11の4②、③一	同 上		⑤ 当該基金の規約により 定められている資格を喪 失したため、当該基金の 加入員でなくなったこと (財形法令27の5①四)	事業主及び基金の 証明あり (注)4参照)	同 上	措法29の3① 措令19の4一 措規11の4②、③一	同 上
			証明なし	給与所得	同 上	同 上			証明なし	給与所得	同 上	同 上
		⑥ 給与所得者の扶養控除 等申告書を当該事業場を 経由して提出する勤労者 以外の者となったため、 当該基金の加入員でなく なったこと(財形法令27 の5①五)		一時所得	措法29の3 措令19の4二	同 上		⑥ 給与所得者の扶養控除 等申告書を当該事業場を 経由して提出する勤労者 以外の者となったため、 当該基金の加入員でなく なったこと(財形法令27 の5①五)		一時所得	措法29の3① 措令19の4二	中途支払理由 が生じた日
		⑦ 勤労者に係る疾病、災 害又は持家の取得を理由 とする当該基金を経由し て行う給付金の支払の請 求(財形法令27の5①六)	事業主の 証明あり (注)2参照)	同 上	措法29の3 措令19の4二 措規11の4③二	信託会社等が 支払の請求を 受理した日		⑦ 勤労者に係る疾病、災 害又は持家の取得を理由 とする当該基金を経由し て行う給付金の支払の請 求(財形法令27の5①六)	事業主の 証明あり (注)2参照)	同 上	措法29の3① 措令19の4二 措規11の4③二	信託会社等が 支払の請求を 受理した日
			証明なし	給与所得	同 上	同 上			証明なし	給与所得	同 上	同 上
		⑧ 上記⑦以外の理由によ る当該基金を経由して行 う給付金の支払の請求 (財形法令27の5①七)		同 上	措法29の3 措令19の4二	同 上		⑧ 上記⑦以外の理由によ る当該基金を経由して行 う給付金の支払の請求 (財形法令27の5①七)		同 上	措法29の3① 措令19の4二	同 上
	(3) 当該契約の解約(財形法令27 の11一、二)			一時所得 (注)3参照)	措法29の3	解約の日	(3) 当該契約の解約(財形法令27 の11一、二)			一時所得 (注)3参照)	措法29の3①	解約の日

3 第 二 種 財 形 基 金 給 付 金	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の3③五)			一時所得	措法29の3	財形法第6条の3第3項第5号に規定する7年を経過した日
	(2) 中途支払理由	① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令27の16①一)		給与所得	措法29の3 措令19の4二	中途支払理由が生じた日
		② 当該基金に対し脱退の申出をしたため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①一)		同 上	同 上	同 上
		③ 勤労者が死亡したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①一)		非課税 ((注)1参照)		
		④ 次のいずれかに該当するもの(財形法令27の16①二) イ 設立事業場の勤労者でなくなったため、当該基金の加入員でなくなったこと ロ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となったため、当該基金の加入員でなくなったこと		一時所得	措法29の3 措令19の4二	中途支払理由が生じた日
		⑤ 当該基金の規約により定められている資格を喪失したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①三)	事業主及び基金の証明あり ((注)4参照)	同 上	措法29の3 措令19の4二 措規11の4②、③一	同 上
			証明なし	給与所得	同 上	同 上
		⑥ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該基金に対して行う給付金の支払の請求(財形法令27の16①四)	事業主の証明あり ((注)2参照)	一時所得	措法29の3 措令19の4二 措規11の4③二	銀行等が支払の請求を受理した日
			証明なし	給与所得	同 上	同 上
		⑦ 上記⑥以外の理由による当該基金に対して行う給付金の支払の請求(財形法令27の16①五)		同 上	措法29の3 措令19の4二	同 上
	(3) 当該契約の解約(財形法令27の22一、二)			一時所得 ((注)3参照)	措法29の3	解約の日

(注)1～4 (省略)

3 第 二 種 財 形 基 金 給 付 金	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の3③五)			一時所得	措法29の3①	財形法第6条の3第3項第5号に規定する7年を経過した日
	(2) 中途支払理由	① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令27の16①一)		給与所得	措法29の3① 措令19の4二	中途支払理由が生じた日
		② 当該基金に対し脱退の申出をしたため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①一)		同 上	同 上	同 上
		③ 勤労者が死亡したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①一)		非課税 ((注)1参照)		
		④ 次のいずれかに該当するもの(財形法令27の16①二) イ 設立事業場の勤労者でなくなったため、当該基金の加入員でなくなったこと ロ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となったため、当該基金の加入員でなくなったこと		一時所得	措法29の3① 措令19の4二	中途支払理由が生じた日
		⑤ 当該基金の規約により定められている資格を喪失したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①三)	事業主及び基金の証明あり ((注)4参照)	同 上	措法29の3① 措令19の4二 措規11の4②、③一	同 上
			証明なし	給与所得	同 上	同 上
		⑥ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該基金に対して行う給付金の支払の請求(財形法令27の16①四)	事業主の証明あり ((注)2参照)	一時所得	措法29の3① 措令19の4二 措規11の4③二	銀行等が支払の請求を受理した日
			証明なし	給与所得	同 上	同 上
		⑦ 上記⑥以外の理由による当該基金に対して行う給付金の支払の請求(財形法令27の16①五)		同 上	措法29の3① 措令19の4二	同 上
	(3) 当該契約の解約(財形法令27の22一、二)			一時所得 ((注)3参照)	措法29の3①	解約の日

(注)1～4 (省略)

改 正 後	改 正 前
(財形給付金等に含まれるもの) 29の3—3 財形給付金契約等の相手方である財形法第6条の2第1項に規定する信託会社等又は第6条の3第2項((勤労者財産形成基金契約))に規定する信託会社等若しくは同条第3項に規定する銀行等が、29の3—2の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日後に財形給付金等を支払う際に、これらの日の翌日からその支払の日までの期間に対応する利子その他これに準ずるものを、当該財形給付金契約等においてあらかじめ約定されたところにより付加することとしている場合において、当該期間がその財形給付金等の支払に要する期間として相当と認められるとき（おおむね1か月以内であるとき）は、その付加する金額についても、<u>措置法第29条の3</u>に規定する財形給付金等に含まれるものとして差し支えない。 (注) 財形給付金等がその支払に要する期間として相当と認められる期間を経過して支払われる場合には、29の3—2の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日の翌日からその支払の日までの期間に対応する利子その他これに準ずるものの金額のすべてについて、<u>措置法第29条の3</u>の規定の適用はないことに留意する。 (第2種財形基金給付金に係る所得の源泉徴収等) 29の3—5 第2種財形基金給付金の支払は、財形法第7条の19((基金の行う業務))の規定により、基金がその加入員である勤労者に対して行うこととされているが、当該給付金については、<u>措置法第29条の3</u>の規定により財形法第6条の3第3項に規定する銀行等が支払うものとみなされているから、当該銀行等は、所得税法の定めるところに従い、次に掲げるところにより源泉徴収等をしなければならないことに留意する。 (1) 当該給付金のうち給与等とみなされるものを支払う際には所得税を徴収し納付すること。 (2) 当該給付金に関する次の法定調書を作成の上、税務署長に提出すること。 イ 給与等とみなされる第2種財形基金給付金 「給与所得の源泉徴収票」 ロ 一時所得に係る総収入金額とみなされる第2種財形基金給付金 「生命保険契約等の一時金の支払調書」	(財形給付金等に含まれるもの) 29の3—3 財形給付金契約等の相手方である財形法第6条の2第1項に規定する信託会社等又は第6条の3第2項((勤労者財産形成基金契約))に規定する信託会社等若しくは同条第3項に規定する銀行等が、29の3—2の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日後に財形給付金等を支払う際に、これらの日の翌日からその支払の日までの期間に対応する利子その他これに準ずるものを、当該財形給付金契約等においてあらかじめ約定されたところにより付加することとしている場合において、当該期間がその財形給付金等の支払に要する期間として相当と認められるとき（おおむね1か月以内であるとき）は、その付加する金額についても、<u>措置法第29条の3第1項</u>に規定する財形給付金等に含まれるものとして差し支えない。 (注) 財形給付金等がその支払に要する期間として相当と認められる期間を経過して支払われる場合には、29の3—2の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日の翌日からその支払の日までの期間に対応する利子その他これに準ずるものの金額のすべてについて、<u>措置法第29条の3第1項</u>の規定の適用はないことに留意する。 (第2種財形基金給付金に係る所得の源泉徴収等) 29の3—5 第2種財形基金給付金の支払は、財形法第7条の19((基金の行う業務))の規定により、基金がその加入員である勤労者に対して行うこととされているが、当該給付金については、<u>措置法第29条の3第1項</u>の規定により財形法第6条の3第3項に規定する銀行等が支払うものとみなされているから、当該銀行等は、所得税法の定めるところに従い、次に掲げるところにより源泉徴収等をしなければならないことに留意する。 (1) 当該給付金のうち給与等とみなされるものを支払う際には所得税を徴収し納付すること。 (2) 当該給付金に関する次の法定調書を作成の上、税務署長に提出すること。 イ 給与等とみなされる第2種財形基金給付金 「給与所得の源泉徴収票」 ロ 一時所得に係る総収入金額とみなされる第2種財形基金給付金 「生命保険契約等の一時金の支払調書」

(給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額)

29の3—6 措置法第29条の3の規定により給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間を所得税法第186条第1項第2号ロ((給与に係る徴収税額))に規定する「給与の金額の計算の基礎となつた期間」として計算した同号ロに掲げる税額とする。

- (1) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して最初に支払われるもの
その財形給付金契約等に基づきその勤労者のために最初に信託金、保険料、共済掛金若しくは証券投資信託の設定のための金銭(以下この項において「信託金等」という。)又は預貯金の預入若しくは有価証券の購入に係る金銭(以下この項において「預入金等」という。)の払込みが行われた日の属する月から、その財形給付金等が支払われるべき日(29の3—2の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日をいう。以下(2)において同じ。)の属する月までの期間
- (2) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して2回目分以後に支払われるもの
当該2回目分以後に支払われる財形給付金等の直前に支払われた財形給付金等に係る最後の信託金等又は預入金等の払込みが行われた日後、最初に信託金等又は預入金等の払込みが行われた日の属する月から、当該2回目分以後に支払われる財形給付金等が支払われるべき日の属する月までの期間

(廃止)

(給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額)

29の3—6 措置法第29条の3第1項の規定により給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間を所得税法第186条第1項第2号ロ((給与に係る徴収税額))に規定する「給与の金額の計算の基礎となつた期間」として計算した同号ロに掲げる税額とする。

- (1) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して最初に支払われるもの
その財形給付金契約等に基づきその勤労者のために最初に信託金、保険料、共済掛金若しくは証券投資信託の設定のための金銭(以下この項において「信託金等」という。)又は預貯金の預入若しくは有価証券の購入に係る金銭(以下この項において「預入金等」という。)の払込みが行われた日の属する月から、その財形給付金等が支払われるべき日(29の3—2の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日をいう。以下(2)において同じ。)の属する月までの期間
- (2) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して2回目分以後に支払われるもの
当該2回目分以後に支払われる財形給付金等の直前に支払われた財形給付金等に係る最後の信託金等又は預入金等の払込みが行われた日後、最初に信託金等又は預入金等の払込みが行われた日の属する月から、当該2回目分以後に支払われる財形給付金等が支払われるべき日の属する月までの期間

(一時所得とみなされる財形貯蓄活用給付金)

29の3—7 措置法第29条の3第2項に規定する一時所得とみなされる財形貯蓄活用給付金は、事業主が労働協約等に基づき財形法規則第14条の2各号に掲げる事由が生じたこと等により勤労者に支給する金銭のうち、当該事業主が受ける財形貯蓄活用助成金の支給の基礎とされた部分の金額に限られることに留意する。